

令和5年度第4回川崎市子ども・子育て会議 教育・保育推進部会 次第

【日時】 令和6年3月13日（水）午後6時00分～

【場所】 オンライン会議及び本庁舎15階局会議室

1 開 会

2 議 事

（1）教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について（審議事項）

（2）こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について
（報告事項）

（3）保育士の年齢別配置基準の見直しについて（報告事項）

3 閉 会

【資料一覧】

資料1-1 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について

資料1-2 教育・保育施設の利用定員の設定について

資料1-3 教育・保育施設の利用定員の変更について

資料1-4 地域型保育事業の利用定員の設定について

資料1-5 地域型保育事業の利用定員の定員変更について

資料1-6 事業廃止予定の教育・保育施設及び地域型保育事業について

資料2 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」について

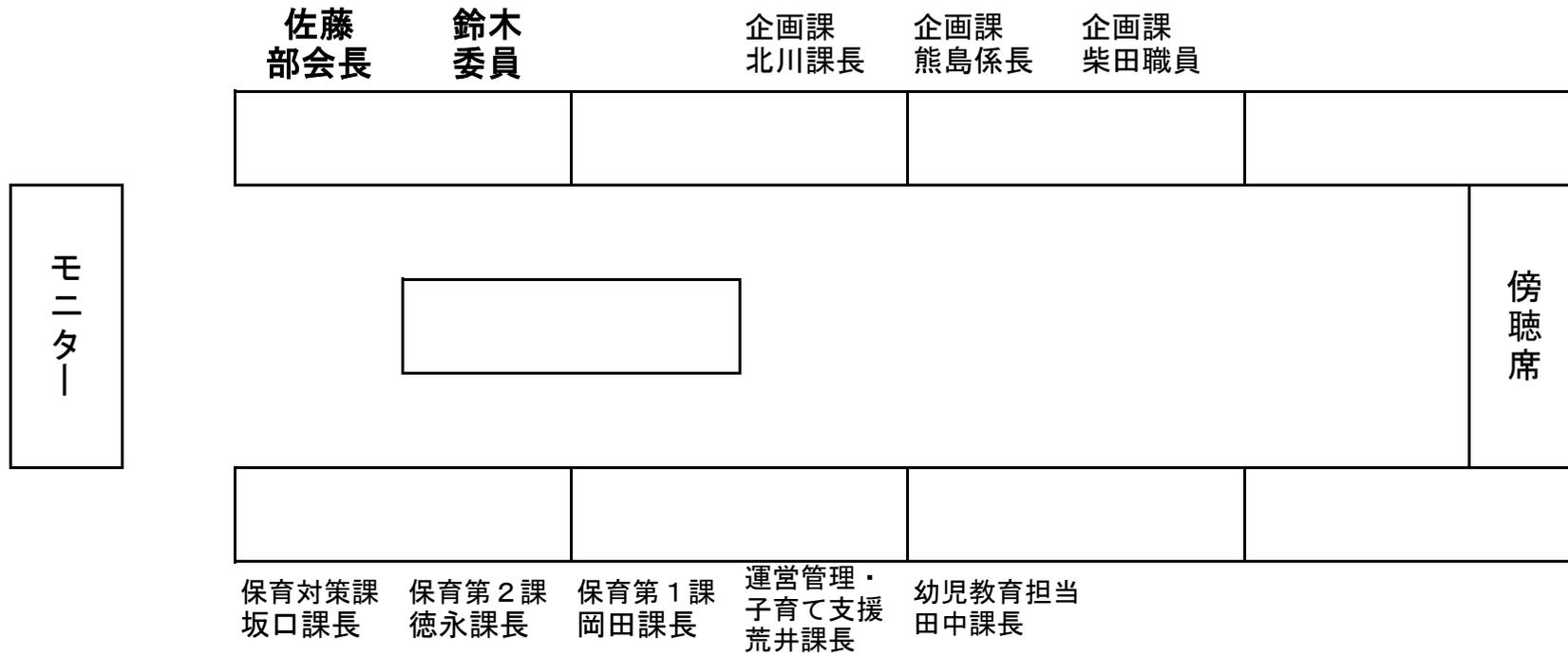
資料3 保育士の年齢別配置基準の見直しについて

参考1 川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会委員名簿

参考2 川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会行政出席者名簿

参考3 川崎市子ども・子育て会議条例

令和5年度第4回川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会 座席表



出入口

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について

1 利用定員の考え方

(1) 設定方法

利用定員の設定は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行います。

利用定員の設定にあたっては、施設・事業者の意向を考慮しながら、当該施設の設置地域における保育ニーズの状況や今後の見込みなどを踏まえて行います。

利用定員は認可定員に一致させることが基本ですが、恒常的に利用児童が少ない場合は、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映し設定することが必要とされています。

子ども・子育て支援法において、利用定員の設定にあたっては、審議会その他の合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならないとされており、本市では子ども・子育て会議で意見を聴取し、県への届出を行います。

(2) 設定区分

1号、2号、3号の認定区分ごとに利用定員を定めます。ただし、3号については、0歳児と1-2歳児に区分して定めるものとしています（川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例）。

(3) 利用定員の範囲

認定こども園、保育所 20人以上

小規模保育事業 6人以上19人以下

家庭的保育事業 5人以下

事業所内保育事業（小規模型）19人以下、（保育所型）20人以上

2 施設種別

次の「教育・保育施設」、「地域型保育事業」について、運営する施設・事業者に対し、利用定員を定めます。

教育・保育施設、地域型保育事業	施設・事業種別
(1) 教育・保育施設	認可保育所 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型） 幼稚園（施設型給付）
(2) 地域型保育事業	小規模保育事業A型 小規模保育事業B型 小規模保育事業C型 家庭的保育事業 事業所内保育事業

令和6年4月に向けた区別の利用定員の増減一覧

提供区域	利用定員				区別合計
	1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	
川崎区	0	▲ 3	5	▲ 2	0
幸区	0	0	3	16	19
中原区	0	0	0	0	0
高津区	▲ 30	0	0	0	▲ 30
宮前区	▲ 35	0	0	0	▲ 35
多摩区	0	0	0	0	0
麻生区	0	▲ 6	▲ 2	▲ 2	▲ 10
合計	▲ 65	▲ 9	6	12	▲ 56

教育・保育施設【新規開設園・類型変更】(資料1-2)

●認可保育所

提供区域	施設数	利用定員				合計
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●認定こども園

提供区域	施設数	利用定員				合計
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

教育・保育施設【定員変更】(資料1-3)

●認可保育所

提供区域	施設数	利用定員(差し引き)				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	1	0	▲ 3	5	▲ 2	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	1	0	▲ 6	▲ 2	▲ 2	▲ 10
合計(全市域)	2	0	▲ 9	3	▲ 4	▲ 10

●認定こども園

提供区域	施設数	利用定員(差し引き)				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	1	▲ 30	0	0	0	▲ 30
宮前区	2	▲ 35	0	0	0	▲ 35
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	3	▲ 65	0	0	0	▲ 65

地域型保育事業【新規開設園】(資料1-4)

●小規模保育事業A型

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	1	0	0	3	16	19
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	1	0	0	3	16	19

●小規模保育事業B型

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●小規模保育事業C型

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●事業所内保育A型

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●事業所内保育B型

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●家庭的保育事業

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

4 地域型保育事業【定員変更】(資料1-5)

●小規模保育事業A型

提供区域	施設数	利用定員(差し引き)				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●小規模保育事業B型

提供区域	施設数	利用定員(差し引き)				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●小規模保育事業C型

提供区域	施設数	利用定員(差し引き)				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●事業所内保育A型

提供区域	施設数	利用定員(差し引き)				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●事業所内保育B型

提供区域	施設数	利用定員(差し引き)				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●家庭的保育事業

提供区域	施設数	利用定員(差し引き)				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

教育・保育施設及び地域型保育事業【事業廃止予定】(資料1-6)

●認可保育所

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●認定こども園

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

●地域型保育事業

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	0	0	0	0	0	0
幸区	0	0	0	0	0	0
中原区	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	0	0	0	0
多摩区	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計(全市域)	0	0	0	0	0	0

教育・保育施設の利用定員の設定について

No	区名	現行の 施設種別	施設の名称	設置の場所 (施設の住所)	設置者の名称	事業 開始 予定	認可 定員	新制度 における 施設種別	利用定員数					備考
									1号 利用定員	2号 利用定員	3号 (0歳) 利用定員	3号 (1-2歳) 利用定員	計	
合計									0	0	0	0	0	

※対象施設なし

教育・保育施設の利用定員の変更について

No	区名	施設種別	施設の名称	設置の場所 (施設の住所)	設置者の名称	利用定員 変更予定 年月日	認可 定員	変更前の利用定員数					変更後の利用定員数					差し引き(変更後-変更前)					備考
								1号 利用 定員	2号 利用 定員	3号 (0歳) 利用 定員	3号 (1-2歳) 利用 定員	計	1号 利用 定員	2号 利用 定員	3号 (0歳) 利用 定員	3号 (1-2歳) 利用 定員	計	1号 利用 定員	2号 利用 定員	3号 (0歳) 利用 定員	3号 (1-2歳) 利用 定員	計	
1	川崎市	保育所	パピー保育園	小田2-2-3	㈱ジェーエム企画	R6.4.1	30	0	18	0	12	30	0	15	5	10	30	0	▲3	5	▲2	0	
2	川崎市	幼稚園(施設型給付)	聖クララ幼稚園	貝塚2-8-16	学校法人 アトメント会	R6.4.1	160	75	0	0	0	75	60	0	0	0	60	▲15	0	0	0	▲15	令和6年4月における1号認定園児数を鑑みた利用定員の変更
3	高津区	認定こども園(幼稚園型)	津田山幼稚園	下作延4-30-28	学校法人 島崎学園	R6.4.1	405	210	105	0	0	315	180	105	0	0	285	▲30	0	0	0	▲30	令和6年4月における1号認定園児数を鑑みた利用定員の変更
4	宮前区	認定こども園(幼保連携型)	宮前おひさまこども園	西野川2-22-5	学校法人 亀ヶ谷学園	R6.4.1	90	30	33	6	21	90	25	33	6	21	85	▲5	0	0	0	▲5	令和6年4月における1号認定園児数を鑑みた利用定員の変更
5	宮前区	認定こども園(幼稚園型)	宮前幼稚園	西野川2-24-18	学校法人 亀ヶ谷学園	R6.4.1	386	300	35	0	0	335	270	35	0	0	305	▲30	0	0	0	▲30	令和6年4月における1号認定園児数を鑑みた利用定員の変更
6	麻生区	保育所	にじのそら虹ヶ丘保育園	虹ヶ丘2-2-20	(福) 虹の会	R6.4.1	100	0	54	6	30	90	0	48	4	28	80	0	▲6	▲2	▲2	▲10	令和5年10月に変更予定だったが、令和6年4月変更となったもの
合計								615	245	12	63	935	535	236	15	59	845	▲80	▲9	3	▲4	▲90	

地域型保育事業の利用定員の設定について

No	区名	事業類型	施設の名称	設置の場所 (施設の住所)	設置者の名称	事業 開始 予定	利用定員数					備考
							1号 利用 定員	2号 利用 定員	3号 (0歳) 利用 定員	3号 (1-2歳) 利用 定員	計	
1	幸区	小規模保育事業(A型)	優祥会かしまだえきまえ 保育園	鹿島田1-10-4 T.M2 鹿島田駅前ビル I 2F	(株)川崎優祥会	R6.4.1	0	0	3	16	19	
						合計	0	0	3	16	19	

地域型保育事業の利用定員の定員変更について

No	区名	施設種別	施設の名称	設置の場所 (施設の住所)	設置者の名称	利用定員 変更予定 年月日	変更前の利用定員数					変更後の利用定員数					差し引き(変更後-変更前)					備考
							1号 利用 定員	2号 利用 定員	3号 (0歳) 利用 定員	3号 (1-2歳) 利用 定員	計	1号 利用 定員	2号 利用 定員	3号 (0歳) 利用 定員	3号 (1-2歳) 利用 定員	計	1号 利用 定員	2号 利用 定員	3号 (0歳) 利用 定員	3号 (1-2歳) 利用 定員	計	
合計							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※対象施設なし

事業廃止予定の教育・保育施設及び地域型保育事業について

【地域型保育事業】

No	区名	事業類型	施設の名称	設置の場所	設置者の名称	事業 廃止 予定	利用定員数				備考	
							1号 利用 定員	2号 利用 定員	3号 (0歳) 利用 定員	3号 (1-2歳) 利用 定員		計
						合計	0	0	0	0	0	

※対象施設なし

(3) 国の想定スケジュール

令和5年度	・検討会の最終とりまとめ（令和6年3月下旬） ⇒以降、自治体において試行的事業を随時開始 ・子ども・子育て支援法等の一部改正（※）
令和6年度	・試行的事業の実施（～令和7年3月） ⇒自治体は試行的事業を9か月以上実施し、令和7年4月10日までに国へ実績報告書を提出
令和7年度	・子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」（いわゆる「13事業」）の1つと位置付けて事業を実施 ・予約管理、利用者情報管理、請求書発行などの機能を有する国の「総合支援システム（仮）」が稼働開始
令和8年度	・法律に定める新たな給付制度として、全自治体で事業を実施

※ 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の充実を図るため、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（乳児等のための支援給付〔こども誰でも通園制度〕）を創設（令和8年4月1日施行）

2. 本市の対応

- 試行的事業を実施することで、令和7～8年度の本格実施に向け、事業ニーズや適正な事務のあり方等に関する分析や検証が可能となることから、令和5年度補正予算を組むことにより当該事業を実施（スケジュールについては3を参照）
- 国の要綱等に基づき事業を実施し、国から示された補助額等の条件の中で、適切に実施できる事業者を選定
⇒公立・民間合わせて各区3施設（全市で21施設）程度で事業実施することを想定しており、民間施設については公募により選定
- 試行的事業の実施を通じて保育現場のニーズや課題等を整理・検討し、必要な事項について制度設計に反映させるよう、国への働きかけ等を行う。

3. 本市のスケジュール

～令和6年3月	事業実施要綱の作成、庁内の事務フロー等の検討 市内事業者への公募を開始
令和6年4～5月	事業者の選定、HP等による保護者への周知
令和6年5～6月	事業者との最終調整等
令和6年6月中	試行的事業を開始（～令和7年3月）

保育士の年齢別配置基準の見直しについて

1. 国の動向について

○こども未来戦略方針（令和5年6月）

- ・保育士の職員配置基準について、1歳児を6対1から5対1へ、4・5歳児を30対1から25対1へと改善する方向性を提示

○令和6年度保育関係予算案（令和5年12月）

- ・ 3歳児…20対1から15対1に改善

⇒現行制度下では15対1に改善した場合に運営費を加算

（川崎市では、市内ほぼ全ての施設が加算対象になっている）

- ・ 4・5歳児…30対1から25対1に改善

⇒配置改善した場合に対応する運営費の加算を創設（金額等は未定）

- ・ 1歳児…令和7年度以降に、「保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める」との方針を提示（「加速化プラン期間」は、令和6年度から令和8年度までの予定）

【現行】

歳児	配置基準	加算
0歳児	3対1	
1・2歳児	6対1	
3歳児	20対1	15対1に配置改善した場合に加算 (3歳児配置改善加算)
4・5歳児	30対1	



【改正後】

歳児	配置基準	加算
0歳児	3対1	
1・2歳児	6対1	
3歳児	15対1	当分の間、3歳児配置改善加算を継続
4・5歳児	25対1	当分の間、新たな配置改善加算あり (4歳以上児配置改善加算)

※チーム保育推進加算等を取得している施設については、25対1以上の配置が実現可能となっているものとして、4歳以上児配置改善加算の適用対象外となる。

※改正後の経過措置として、施設の「保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき」は、当分の間、新基準を適用しなくてもよいものとされている。

2. 本市の対応

○保育士の年齢別配置基準については、児童福祉法第45条第2項に基づき内閣府令で定める基準に従い、川崎市では『川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例』第47条第2項で規定している。そのため、基準の見直しに関する条例改正が必要となる（注）。

【児童福祉法 第 45 条】※指定都市は、条文中の「都道府県」を読み替えるものとされる

都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

～以下略～

【川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第 47 条第 2 項】

保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上とする。ただし、1 の保育所につき 2 人を下回ってはならない。

(注) 認可保育所の他、地域型保育事業についても児童福祉法に基づき基準が定められており、認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき基準が定められている。それぞれに基づき条例を策定しているため、『川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例』『川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例』『川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例』についても条例改正が必要となる。

○内閣府令の改正案では、各自治体の条例改正までに 1 年間の猶予期間が設けられているが、本市としては6 月議会での条例改正を予定している。なお、内閣府令の基準は、基本的には各自治体が従うべき基準であり、実質的には改正に関する裁量の余地が認められないため、パブリックコメント手続は行わない。

3. 今後について

○前述したとおり、国は、1 歳児の年齢別配置基準の見直し（6 対 1 → 5 対 1）を令和 7 年度以降に行う方針を示しているため、その際には、改めて同様の条例改正を行う必要がある。

⇒本市としては、国基準を超えて必要となる職員配置に対して従来から市加算額を支給してきたが、国の職員配置基準の見直しによって、市加配保育士まで配置した施設の現行の職員体制が維持されるのであれば、保育士確保に伴う負担を施設や事業者に課してまで、更に追加で職員配置を求める必要性は薄いものと考えている。そのため、令和 6 年度については、基準見直しが施設の職員配置に与える影響が限定的であることから、市の現行制度を維持するものとする。

⇒令和 7 年度以降、今後 1 歳児の配置基準見直しが行われる際には、市独自の加算制度について、各施設における保育の質の維持や、保育士確保に係る事業者の負担等、国基準見直しに伴う影響や課題を総合的に勘案しつつ、他都市の動向等も踏まえながら、慎重に対応を検討していくものとする。

川崎市子ども・子育て会議 教育・保育推進部会 委員名簿

令和5年4月1日

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・職名
1	イマオカ ケンタロウ 今岡 健太郎	公募委員
2	オクムラ ナオソウ 奥村 尚三	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会 会長
3	コバヤシ マサユキ 小林 雅之	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 川崎市南部地域療育センター地域支援係長
4	サトウ ヤスミ 佐藤 康富	東京家政大学／東京家政大学短期大学部児童学科保育科 教授 ☆◆
5	スズキ シンジ 鈴木 伸司	公益社団法人川崎市幼稚園協会 会長
6	セキグチ ヒロヒト 関口 博仁	公益社団法人川崎市医師会 副会長
7	チヨウナン ヤスコ 長南 康子	田園調布学園大学みらいこども園 顧問
8	ツボイ ヨウコ 坪井 葉子	洗足こども短期大学 幼児教育保育科 教授
9	モリタ ヒロシ 森田 博史	川崎認定保育園協議会 副会長

会長：★ 副会長：☆ 部会長：◆

川崎市子ども・子育て会議
教育・保育推進部会 行政出席者名簿

開催日：令和6年3月13日（水）

役 職 等		氏 名
1	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課課長	さかぐち まゆみ 坂口 真弓
2	こども未来局保育・幼児教育部保育第1課課長	おかだ たけお 岡田 健男
3	こども未来局保育・幼児教育部保育第2課課長	とくなが のりこ 徳永 のり子
4	こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当課長	たなか わかこ 田中 和佳子
5	こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当課長	あらい ひろゆき 荒井 敬之
事務局	こども未来局総務部企画課課長	きたがわ なおこ 北川 直子
	こども未来局総務部企画課担当係長	くましま とよかず 熊島 豊和
	こども未来局総務部企画課職員	しばた なおき 柴田 直紀

○川崎市子ども・子育て会議条例

平成25年6月26日条例第21号

川崎市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項に規定する意見を述べるることができる。

附 則(平成27年12月17日条例第74号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。